

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
休日には、その
日がとどけます。

規則

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年五月三十一日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第四十五号

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。
第六条中「九千円」を「一万円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日以後に交付決定をする雇用奨励金について適用する。

- ◆規則
- ◆訓令
- ◆告示
- ◆鳥取県事務改善委員会規程
- ◆昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正解除予定の保安林
- ◆保安林の指定の解除
- ◆土地改良区の役員の就退任
- ◆土地改良区の清算人の就任
- ◆新たに行なおうとする土地改良事業の認可
- ◆共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約の認可
- ◆土地改良区の定款の変更の認可
- ◆土地の用途廃止

鳥取県訓令第七号

鳥取県事務改善委員会規程を次のように定める。

昭和四十三年五月三十一日

鳥取県事務改善委員会規程

鳥取県知事 石破二朗

(設置)

第一条 知事の事務部局における事務能率の増進を図るため、鳥取県事務改善委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、事務の機械化その他事務改善に関する事項を調査審議する。

(組織)

第三条 委員会は、委員六人をもつて組織する。

2 委員は、企画室長、総務部長、厚生部長、商工労働部長、農林部長及び土木部長の職にある者をもつて充てる。

(会長)

第四条 委員会に、会長を置き、委員たる総務部長をもつて充てる。

2 会長は、会務を總理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(専門委員)

第六条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員二十人以内を置くことができる。

2 専門委員は、県職員のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第七条 委員会に、幹事二十人以内を置く。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の指揮を受け、委員及び専門委員を補佐する。
(部会)

第八条 委員会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会所属の委員、専門委員及び幹事は、会長が指名する。

(資料の提出等の要求)

第九条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対して資料の提出を求め、又は意見を聞くことができる。

(雜則)

第十条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この訓令は、昭和四十三年五月三十一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百十九号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百一十六号（鶲等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年五月三十一日から施行する。

昭和四十三年五月三十一日

別表

別表を次のように改める。

昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

北海道旭川市 宮城県 福島県 茨城県 柏原市 群馬県前橋市 同県
高崎市 千葉県東葛飾郡 東京都 神奈川県 富山県高岡市 石川県金

沢市 同県加賀市 同県愛知郡 福井県三方郡 山梨県中巨摩郡 長野
県伊那市 滋賀県 広島県賀茂郡 山口県下松市 愛媛県 佐賀県鳥栖

市 長崎県福江市 同県南松浦郡 同県北高来郡 熊本県玉名市 同県

荒尾市 大分県 宮崎県 鹿児島県

鳥取県告示第四百二十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡佐治村大字中字山王谷(国有林。次の図に示す部分に限る。)
二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十三年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡赤崎町大字別所字荒神畠三三六
二 保安林として指定された目的
航行の目標の保存
三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第四百二十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(

鳥取県告示第四百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十三年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

解除に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字宇谷字浜山八三一の一

保安林として指定された目的

魚つき

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十三年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

解除に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字西浜一七五七の七八二

保安林として指定された目的

風害の防備

解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十五項の規定

理 事	
岡 本 琢 志	

谷 口 雪 男	岩美郡国府町大字大石三八二
"	上地二二〇

就任した役員の氏名及び住所

任期満了による退任

理 事		監 事		事	
岡 本 琢 志		野 津 親 正		岡 本 琢 志	
谷 口 雪 男		森 原 一 郎		野 津 親 正	
"		谷 口 茂 興		森 原 一 郎	
		谷 口 晃 豊		谷 口 茂 興	
		霜 村 雪 男		霜 村 雪 男	
		中 村 長 太 郎		中 村 長 太 郎	
		野 津 文 実		野 津 文 実	
		霜 村 鶴 松		霜 村 鶴 松	
		清 水 義 明		清 水 義 明	
		義		義	
		明		明	
		上 地		上 地	
		大 石		大 石	
		上 地		上 地	
		柄 本		柄 本	

菅野土地改良区

鳥取県知事 石 破 二 朗

破

二

朗

に基づき、次の土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十三年五月三十一日

5 昭和43年5月31日 金曜日

鳥取県公報

第3940号 (第三種郵便物認可)

理 事	
大 西 雄 之 進	渡 木 部
松 矢 山 松 矢 武 木	森 原 一 太 郎
本 倉 口 本 倉 良 村	霜 村 長 太 郎
虎 祐 辰 美	霜 村 則 義
務 彦 二 市 寿 甫 盛 賢	森 原 実 晃
米子市彦名町七四二三番地の二 大崎二八五番地 七八〇"	
農 津 一、八三三 大崎二、二〇一 二、八二〇 農 津 五五七	

就任した役員の氏名及び住所

中海土地改良区

十一日就任 任期三年

昭和四十三年三月二十八日通常総会において総選挙の結果当選し三月三

理 事	
谷 口 茂 兴	石 本 圭 二
霜 村 圭 二	野 津 文 彦
森 原 嶽 岩	霜 村 実 義
霜 村 長 太 郎	森 原 一 郎
霜 村 鶴 松	霜 村 親 正
上 地 一 七 一	上 地 一 五 六 の 一
大 石 三〇 三	大 石 三〇 一
栃 本 三〇 八	栃 本 二〇 一

理 事	
伊 沢 百 伸	伊 沢 百 伸
持 田 唯 雄	持 田 唯 雄
元 藏	元 藏
西 伯 郡 大 山 町 大 字 赤 松 一、三九一	西 伯 郡 大 山 町 大 字 赤 松 一、三九一
一、一四二	一、一四二
一、二二一	一、二二一
一、一七二	一、一七二
一、五〇八	一、五〇八
一、三四四	一、三四四

就任した清算人の氏名及び住所

赤松土地改良区

昭和四十三年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十三年四月十六日設立認可申請人が選任 任期第一回通常総会まで下市駅南土地改良区

昭和四十三年三月二十三日通常総会において補欠選挙の結果当選し四月一日就任 任期二年

鳥取県告示第四百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十五項の規定に基づき、次の土地改良区から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により告示する。

昭和四十三年五月三十一日

鳥取県 石 破 二 朗

西伯郡中山町大字住吉一一二

昭和四十三年四月九日付解散認可に伴い五月一日就任 任期は清算結了まで

鳥取県告示第四百二十七号

北条川土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（暗きよ排水、農道整備及び客土）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十三年五月二十七日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十三年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百二十八号

昭和四十二年十二月二十七日付けで東伯郡閑金町大字閑金宿一三〇五番地森田和喜雄ほか二十七人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年五月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

四 関金町役場
異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、羽合土地改良区の定款の変更を昭和四十三年五月二十四日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百三十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年五月三十一日から用途廃止した。

昭和四十三年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 (平方 メートル)	用 途
鳥取市吉成字中坪二四〇番ノ一地先		三一・四九	
字下坪二五四番ノ一地先		四〇・七二	道路敷
			水路敷